

エールハート本部 運営規定(移動支援)

(事業の目的)

第1条 株式会社中央ケアサービスが開設するエールハート本部（以下「事業所」という）が行う移動支援の事業（以下「移動支援」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「移動支援員」という）が、障害者（児）に対し、適正な移動支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 エールハート本部
- 2 所在地 東京都中央区銀座三丁目11番1号（ニュー銀座ビル8階）

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 3名以上（常勤3名以上）
介護福祉士 3名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する移動支援の利用の申し込みに係る調整、移動支援員等に対する技術指導、計画の作成等を行う。

- 3 移動支援員 3名以上
すべて有資格者（介護福祉士、初任者研修、基礎研修、実務者研修ヘルパー1級・2級 准看護師）とする。
移動支援員は、障害者（児）の移動支援にあたる。

- 4 事務職員 1名（常勤1名）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、1月1日から1月3日まで、12月31日を除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 サービス提供は、365日、24時間おこなう

(移動支援の内容及び利用者から受領する費用について)

第6条 サービスを提供した場合の利用量の額は、江東区長が定める額とし、該当サービスが代理受領サービスであるときは、利用者の受給者証に記載された利用者負担割合を乗じた額とする。ただし、利用者の受給者証に記載された利用者負担額の範囲内とする。

2 第9条に定める実施地域を越えて行う移動支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 1 事業所から片道おおむね3Km未満 650円
- 2 事業所から片道おおむね3Km以上 1300円
- 3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害者の種類を次のように定める。

移動支援 : 身体障害者(18歳未満の者を除く)
障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(事業の内容)

第8条 サービス内容は次の通りとする。

- (1) 外出時における介護

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の業務の実施地域は、中央区全域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 移動支援員は、移動支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

虐待防止責任者氏名 山田 雅子

(苦情解決)

第12条 提供した移動支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるためお窓口を設置するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、移動支援員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密をするべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社中央ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成27年7月1日から施行する

この規定は、令和元年7月25日から施行する

この規定は、令和7年4月1日から施行する